

屋久島町エコツーリズム推進協議会ウミガメ保護利用専門部会
構成機関及び団体

- 環境省屋久島自然保護官事務所
屋久島町安房前岳2739-343 TEL:0997-46-2992
- 鹿児島県環境林務部自然保護課
鹿児島市鴨池新町10-1 TEL:099-286-2111
- 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所
屋久島町安房650 TEL:0997-46-2211
- 屋久島町観光まちづくり課(事務局)
屋久島町小瀬田849-20 TEL:0997-43-5900
- 公益財団法人屋久島環境文化財団
屋久島町宮之浦823-1 TEL:0997-42-2911
- 屋久島観光協会
屋久島町安房187-1 TEL:0997-46-2333
- NPO法人屋久島うみがめ館
屋久島町宮之浦805-1 TEL:0997-47-1800
- 永田ウミガメ連絡協議会
屋久島町永田1229 TEL:0997-45-2280
- 永田区 ● 栗生区 ● 中間区

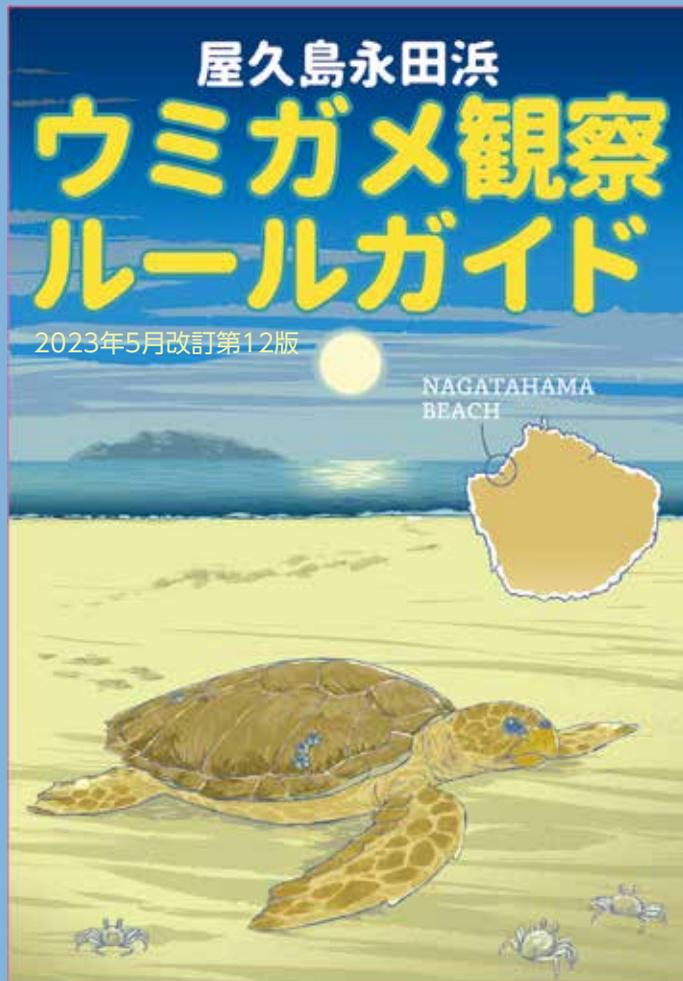
Rules and Guidelines for English



発行／環境省九州地方環境事務所
発行日／令和5年5月

連絡先

環境省屋久島自然保護官事務所
屋久島町安房前岳2739-343 TEL:0997-46-2992



屋久島町エコツーリズム推進協議会
ウミガメ保護利用専門部会

屋久島国立公園、ラムサール条約湿地

「永田浜」へようこそ!



永田浜は、悠久の自然の営みと、人の暮らしが会う場です。永田川の流れに乗って屋久島の奥岳から運ばれてくる風化花崗岩の白砂は、今もこの浜に堆積を続けています。

永田集落に住む人々は、この浜で漁をし、この浜で遊び、この浜で祈り、この浜を大切に守ってきました。

北太平洋一円を回遊しながら生活するウミガメは、昔も今もここに上陸し、産卵していきます。

永田浜は北太平洋最大のアカウミガメの産卵地です。

この冊子は、永田浜を訪れる方に守っていただきたいルールをまとめたものです。

永田浜のすばらしい環境をいつまでも大切に受け継いでいくために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



永田浜から見る夕日



ウミガメの足跡

目次

1. ウミガメ観察の前に	3
2. 永田浜ウミガメ観察ルール	5
3. ウミガメ保護の取り組み	10
4. ウミガメの里～永田集落～	11
5. 永田浜周辺マップ	12
6. 屋久島のウミガメ産卵地	13
7. 永田浜のインフォメーション	15
8. メモ	16

1 ウミガメ観察の前に ~ウミガメの現状~

夜の永田浜では、**4月下旬~8月上旬**にウミガメが産卵のために上陸し、**7月上旬~9月下旬**にはふ化した子ガメが海に向かいます。

○絶滅危惧種「ウミガメ」

ウミガメは世界で7種類が知られています。日本に産卵で訪れるのは、アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの3種類です。これらのウミガメは、海洋環境や産卵環境の悪化により絶滅の危機に瀕しています。

※国際自然保護連合(IUCN)の分類による

○永田浜はアカウミガメの貴重な産卵地

永田浜は北太平洋で最も高密度にアカウミガメの産卵が行われる砂浜で、アカウミガメの保護において非常に重要な地域であることから、平成14年に霧島屋久国立公園(現屋久島国立公園)に指定されました。また、平成17年にはラムサール条約湿地※に登録されました。

※ラムサール条約湿地とは…国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全とウィズユース(賢明な利用)を推進することを目的とした国際条約。

★永田浜は、「前浜」「いなか浜」「四ツ瀬浜」の総称



永田浜全景

ウミガメと永田浜を、ともに守り続けることが必要!

○ウミガメはとってもデリケート

ウミガメは光や人の気配を感じる
と上陸をやめてしまいます。また、人の利用が増えると砂が踏み固められ卵がふ化できなかつたり、ふ化した子ガメも砂の中から出てこれなくなります。



○永田浜で起きている問題

世界遺産登録後、永田浜を訪れる観光客が増加し、ウミガメの産卵観察のために例年5000人程度の人が夜の永田浜を訪れています。永田浜では、上陸したウミガメの産卵率、子ガメのふ化率が減少傾向にあり、浜への立入りの増加によるウミガメへの悪影響が心配されています。

○ウミガメと永田浜を守り続けていくために

永田浜では、関係行政機関や地域関係者の話し合いにより、「永田浜ウミガメ観察ルール」が決められています。ウミガメのシーズン中、夜の永田浜への無秩序な立入りはご遠慮願います。

このルールには法的拘束力はありませんが、ウミガメ保護のため、ご理解とご協力をお願いします。

2 永田浜ウミガメ観察ルール

●夜の永田浜への立入りはご遠慮願います

対象期間

5月1日～9月30日

20:00～翌朝5:00

・無秩序な浜への立入りは、上陸するウミガメや地中の子ガメに悪影響を与える恐れがあります。

●例外として、スタッフによるルール説明や産卵場所に案内する観察会に参加することでウミガメの産卵をご覧いただけます

観察会開催日時

5月10日～7月15日

20:00～23:00

受付20:00～20:30

観察会は、天候不良や感染症等の影響により、中止となる場合があります。
開催の有無を事前にご確認ください。

※観察会は、ウミガメの保護を目的として、地元の永田集落の方々が中心となって開催しているものです。

ウミガメの産卵を観察したい。ウミガメについてもっと知りたい。

「ウミガメ観察会」への参加をお願いします。

ウミガメの生態やルールに関するレクチャーを行った後、ウミガメ上陸の姿をライブカメラの映像でご覧いただき、産卵が始まり次第、浜に出てその様子を観察していただけます。



開催場所：永田いなか浜 (p.12 参照)

集合・受付場所：いなか浜駐車場

参加費：大人2,000円、中学生以下500円

定員：50名 事前の予約が必要(下欄参照)

ウミガメは自然の生きものです。
観察できない場合もあることを十分ご理解のうえ、
観察会にご参加願います。

「ウミガメ観察会」に関するお問い合わせ

○永田ウミガメ連絡協議会(事務局)

屋久島町永田1229 TEL: 0997-45-2280

URL: <http://nagata-umigame.com/>



【予約・お問い合わせ】：4/1～7/15



夜間ウミガメ観察をする時に守るルール



1. 事前にレクチャーを受けよう

- ウミガメに関する説明をよく聞いてから浜に入ってください。

2. スタッフの案内に従ってください

- ウミガメへの影響を抑えるため、現地のスタッフが行う誘導や案内に従ってください。

3. 光は消して

- 産卵期のウミガメは光を嫌い、また子ガメは本能的に光に向かって進んでしまいます。
- 懐中電灯や携帯電話など、光の出る機器は、電源を切ってください。



4. むやみに歩かないで、騒がないで

- 人の気配に気付いたウミガメは、上陸をやめてしまいます。また、ふ化時期には、浜のいたるところに子ガメがいます。
- 暗くなった浜では騒がず静かにし、波打ち際は歩き回らないでください。

5. ウミガメには触らないで

- ウミガメは敏感で動揺しやすい生き物なので、触らないでください。



* 屋久島の海岸において、ウミガメの捕獲及び卵の採取等を行うことは、鹿児島県条例及び自然公園法で原則禁止されています。



6. カメラ、ビデオ撮影は行わないで

- カメラのフラッシュによる強い光はもちろん、液晶画面の光でさえもウミガメに悪影響を及ぼす恐れがあります。
※ウミガメ上陸の様子は、観察会スタッフがカメラの動きに配慮しながらライブカメラで撮影し、待機場所で参加者にご覧いただけます。

7. 酒類は持ち込まないで

- 周りの方へのご迷惑になるため、酒類の持ち込みや酔って浜へ立ち入ることはご遠慮ください。

8. 喫煙はしないで

- 火気の明るさがウミガメに悪影響を及ぼしますので、マッチやライターの使用はご遠慮ください。



9. ゴミは持ち帰ろう

- 浜のゴミは、ウミガメが上陸するときや子ガメが海にもどるときの妨げとなります。ゴミは浜に捨てず、お持ち帰りください。



10. 観察会終了後は浜に立ち入らないで

- 観察会終了後(23:00頃以降)は、ウミガメが静かな環境で産卵・ふ化する時間ですので、浜への立入りはご遠慮願います。

* 永田浜ではウミガメ保護のための調査・研究活動が行われており、調査スタッフに限り、夜間を通じて浜で活動を行っています。

●全日適用されるルール

●ウミガメ保護柵内には立ち入らない

・永田浜では、ウミガメの産卵巣の多い区域に子ガメの保護のための柵を設置しています。
・地中の卵や子ガメを踏みつける可能性があるため、ウミガメ保護柵内には立ち入らないでください。



浜に設置されたウミガメ保護柵

●焼き火をしない

・砂浜のいたる所にウミガメの卵が産み落とされています。
・焼き火をすると、地中の卵や子ガメが焼け死んでしまったり、子ガメが焼き火に飛び込んでしまう恐れがあります。



●キャンプをしない

・キャンプ中の明かりは上陸するウミガメや帰海中の子ガメに影響を与えます。
※永田浜(国立公園特別地域)においてテントを張る行為は、自然公園法で原則禁止されています。



●砂を採らない

・ウミガメの産卵・ふ化場所である砂浜の減少につながります。
※永田浜(国立公園特別地域)において土石(砂)を採取する行為は、自然公園法で原則禁止されています。



3 ウミガメ保護の取り組み

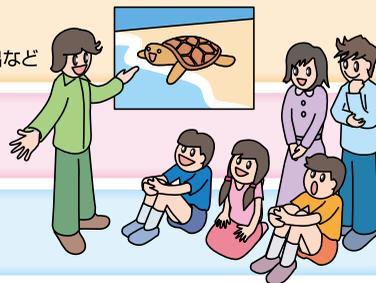
年	主な出来事
1973	旧上屋久町が「上屋久自然保護条例」を制定
1982	町の委託により、一湊浜と永田浜の監視業務開始
1988	鹿児島県が「ウミガメ保護条例」を制定 →ウミガメの捕獲及び卵の採取を禁止
2002	永田浜が霧島屋久国立公園に指定
2005	ラムサール条約湿地に登録
2006	ウミガメを自然公園法に基づく指定動物に指定
2009	屋久島町エコツーリズム推進協議会設立 「永田浜ウミガメ観察ルール」を策定
2019	エコツーリズム推進協議会にウミガメ保護利用専門部会設置

■地域の取り組み

みなさまからの参加費によりこんな取り組みが行われています。

① ウミガメ保護活動

- ・夜間の利用者指導(ウミガメ観察会の開催)
- ・夜間の監視活動
- ・ウミガメ保護柵の設置
- ・卵の移植、ウミガメの救出など



② 普及啓発活動

- ・環境教育

③ 調査・研究活動

- ・上陸回数把握調査

④ 浜の環境保護

- ・砂浜の清掃
- ・遮光林の管理

4 ウミガメの里～永田集落～

屋久島の中心部にそびえる高い山々を「奥岳」といいます。永田集落は、集落の中心部から奥岳（永田岳）が望める屋久島唯一の集落です。



■地元の信仰や伝統行事になくてはならない永田浜

豊漁豊作・家内安全などを祈る奥岳への参詣登山「岳参り」では海で身を清め、浜の砂を持って、山頂の祠に供えます。



伝統芸能「トビウオ招き」では浜に祀ってあるお釈迦様と河口にあるエビス様にお参りした後、婦人たちが踊り歌いながらトビウオを招きます。

■暮らしの一部をなしていたウミガメ

かつて、ウミガメの卵は食料や地域経済を潤す貴重な資源になっていました。

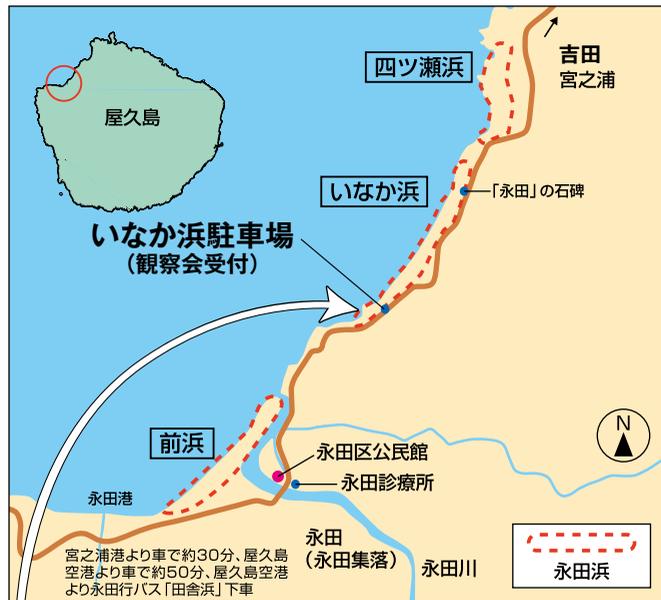
卵を採っていた時代でも、「全部をとらずに、子ガメになる卵を残すという配慮も忘れない」などの気配りもありました。



※永田では、里めぐりツアーが行われています。
集落内を地元の語り部さんと一緒に歩いてみませんか。

申込先：屋久島里めぐり推進協議会0997-42-2900
(参加料 1人1,500円。申込は3日前までに)

5 永田浜周辺マップ



⚠️夜間、車でお越しの方へ
上記永田浜周辺ではスピードを落とし、ライトをロービームにしてください。また、駐車場に入ったりする際は、ライトを消してくださいませよう、ご協力をお願いします。

6 屋久島のウミガメ産卵地

屋久島では永田浜だけではなく、いろいろな場所でウミガメの産卵が確認されています。ただ、砂浜の砂が減少するなど、ウミガメの産卵環境の悪化により、かつてに比べると産卵できる場所は減りました。

限りある産卵地で、今後もウミガメが安心して産卵できるように、観察に関するルールの遵守のご協力をお願いします。



昔と今の砂浜の比較 (左)いなか浜、2009年 (右)同2018年

■栗生集落

栗生浜にもウミガメが産卵に訪れます。現在、栗生浜では永田浜のような観察会は行われていません。

ウミガメ監視期間については、夜間に地元のウミガメ保護監視業務員がサポートガイドの協力を得て、栗生浜観察ルールに基づき利用者の誘導とマナー啓発をしています。ウミガメを観察する際は、むやみに浜を歩き回らず、監視員やサポートガイドの指示に必ず従ってください。



■中間集落

中間浜にもウミガメが産卵に訪れます。海岸近くに十分な駐車スペースがなく、海岸側にガードレールもなく危険なため一般の方の夜間のウミガメ観察はご遠慮ください。

中間集落では人工ふ化場を作り、卵を一部移殖しています。例年夏祭りの前にふ化した子ガメを放流し、集落の子どもに向けた普及啓発を実施しています。



※集落のウミガメに関する詳細や魅力については、HPをご確認ください。

7 永田浜のインフォメーション

わからないとき? / 困ったときのお問い合わせ先

「ウミガメ観察会」に関するお問い合わせ

○永田ウミガメ連絡協議会(事務局)

屋久島町永田1229 TEL:0997-45-2280

URL:<http://nagata-umigame.com/>

【予約・お問い合わせ】: 4/1~7/15



宿泊・レンタカー・タクシーのご案内

○屋久島観光協会

屋久島町安房187-1 TEL:0997-46-2333

(宮之浦案内所)0997-42-1019 (安房案内所)0997-46-2333

(空港案内所)0997-49-4010

「永田浜ウミガメ観察ルール」に関するお問い合わせ

○屋久島町エコツアーリズム推進協議会

ウミガメ保護利用専門部会

事務局:屋久島町観光まちづくり課

屋久島町小瀬田849-20 TEL:0997-43-5900



報道関係者、島外研究者のみなさまへ

研究や報道を目的として永田浜を利用する場合は、

- ① 浜への立入りについて事前にご連絡ください
【連絡先】環境省屋久島自然保護官事務所(0997-46-2992)
- ② ライトの使用やフラッシュ撮影は行わないでください

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

8 メモ MEMO

